

福岡県公報

平成三十年六月十九日
第四千一号
増刊
①

目次

規則 (第二十七号・第二十八号)

○福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (経営技術支援課) …………… 一

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) …………… 一

選挙管理委員会

○公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示 (市町村支援課) …………… 一

規則

福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年六月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十七号

福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

福岡県肥料取締法施行細則(昭和六十年福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定める哺乳動物由来たん白質、家禽由来たん白質又は魚介類由来たん白質」を「別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のもの」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年六月十九日

福岡県規則第二十八号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三百三十三号第三十六条ただし書中「平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに支払が行われたものについては」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規程(平成十二年五月二十九日福岡県選挙管理委員会告示第五十号)の一部を次のように改正する。
第五号様式を次のとおり改める。

第5号様式

選挙人名簿登録者報告（ 年 月 日現在）

市区町村名

区分	男女別	男	女	計
前回定時登録日現在における名簿登録者数	a			
前回定時登録に係る補正登録者数	b			
選挙時登録者数	c			
選挙時登録に係る補正登録者数	d			
抹消者数	イ 死亡			
	ロ 転出			
	ハ 在外名簿登録移転			
	ニ 誤載			
	計（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	e		
前回定時登録以後の移替えによる増加数	f			
前回定時登録以後の移替えによる減少数	g			
今回追加登録者数	h			
今回登録日現在における名簿登録者数 (a + b + c + d + f) - (e + g) + h	i			
備考				

(注)

- この報告は、登録月の1日現在（登録日変更の場合はその日）で調査し、当該登録月の6日までに報告すること。
- 「選挙時登録者数」は、前回定時登録日から今回定時登録日の間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数（2回以上選挙時登録が行われた場合にあっては、それぞれの登録日に登録された者の数を合計した数）を記入すること（前回登録日から選挙時登録日までの間に補正登録され、又は随時抹消された者の数は含まない）。
- 「今回追加登録者数」は登録月の1日現在において名簿登録の資格を有する者で同日（登録日変更の場合はその日）に登録された者の数を記入すること。
- (f) 欄及び (g) 欄は、指定都市の区間における登録の移替え者数を記入すること。指定都市以外の市町村は記入しないこと。
- 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考の欄に記入すること。

附則
この告示は、公布の日から施行する。